

佐伯市ブロック塀等除却支援事業

事業の概要

- ・ この事業は、災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、道路等に面した危険ブロック塀等の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助するものです。



危険ブロック塀等除却工事とは

- ・ 市の事前調査により危険ブロック塀と認められたものについて、原則として道路等(一般の交通の用に供する道で、市長が認めるものをいう。)に面した基礎を除く全ての部分を除却する工事のことです。

対象となる危険ブロック塀等

- ・ 次の1及び2に該当する危険ブロック塀等(コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の塀(フェンスその他これに類するものと混用されたものを含む。)及び門柱をいう。)が対象です。
 - 1 個人の所有するものであること。
 - 2 高さが1メートル以上で倒壊のおそれがあること。

補助額

- ・ 対象危険ブロック塀等の除却に要する費用の1/2又は危険ブロック塀等の長さ1m当たり5千円を乗じて得た額の低い方となり、上限は10万円です。

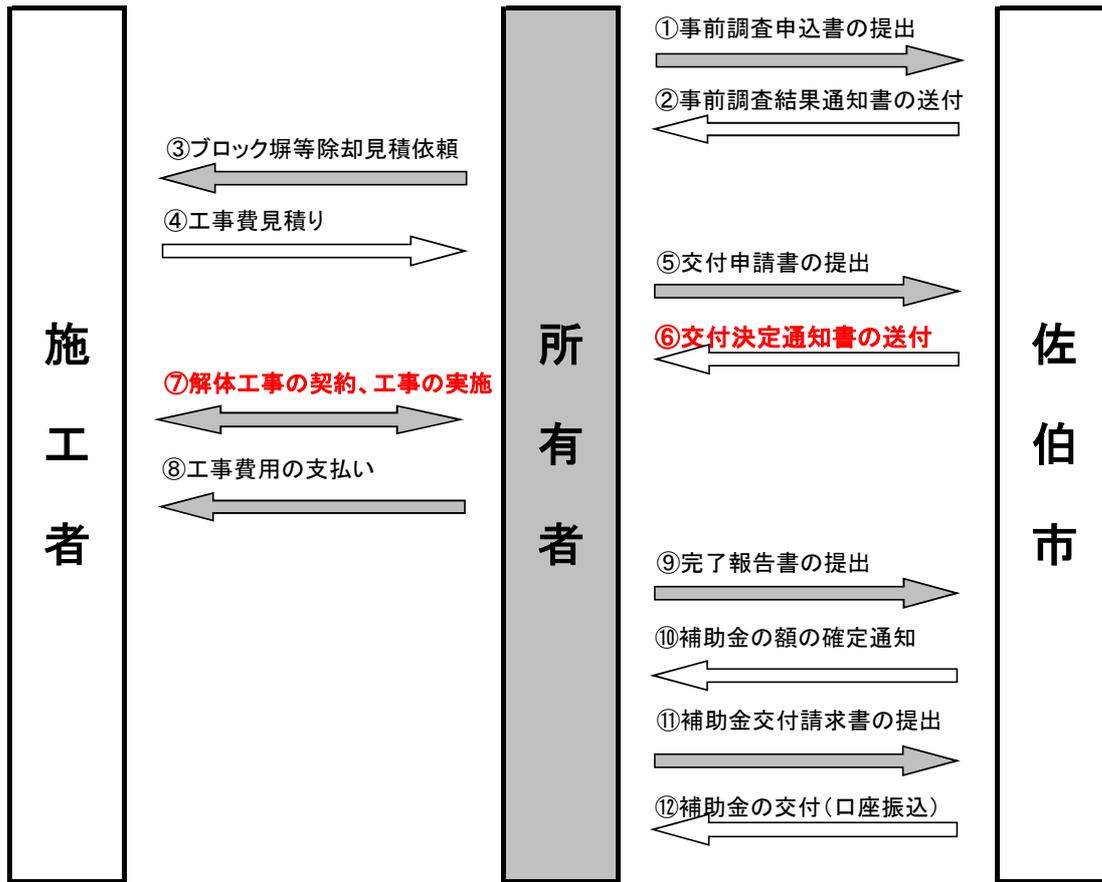
申請の受付

- ・ 受付期間 令和7年4月7日(月)から令和7年11月21日(金)まで
 - ・ 受付予定件数 10件程度
- 補助金の合計が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- ・ 補助金の交付決定通知の受け取り後でなければ、**ブロック塀等を解体してはいけません。**必ず、交付申請を行ってください。(事前調査申請ではありません。)
- ・ 交付決定前に解体した場合、補助金の交付は受けられません。
- ・ すでに行われた除却工事に対して補助金を支払うものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 事業の完了報告の手続きを令和7年12月19日(金)までにお願いします。**期日を過ぎた場合、補助金を支払えない場合があります。**

ブロック塀等除却補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、建築住宅課に速やかにご連絡下さい。

- ・ 補助金の交付決定通知の受け取り後でなければ、**ブロック塀等を解体してはいけません。**必ず、交付申請を行ってください。(事前調査申請ではありません。)

⑥の交付決定通知書の受け取り前に除却すると、補助金を受け取ることができません！

必要書類		様式
①事前調査	1 事前調査申込書	様式第1号
	2 所有者であることを証する書類 (建物の登記事項証明書、土地・家屋課税明細書等の写し)	
⑤交付申請	1 交付申請書	様式第3号
	2 所有者及び受任者の市税の滞納のない証明書(市役所1階、各振興局にて) ※納税証明書ではありませんのでご注意ください。	
	3 除却工事費用の見積書の写し(ブロック塀の長さを記入し、除却以外のの工事がある場合は金額を区別できるようにして下さい。)	
	4 付近見取図(住宅案内図等)	
	5 塀の位置、工事の内容を示す配置図その他の図面	
	6 ブロック塀等の施工前の写真及び撮影方向を記載した概略平面図(5に記載した場合は、省略可)	
	7 所有者及び受任者の暴力団等でない旨の誓約書	
⑨完了報告	1 完了報告書	様式第7号
	2 除却工事費用の領収書の写し	
	3 当該工事の実施箇所の写真(施工状況及び工事完了の確認ができるもの)、これらの撮影方向を記載した配置図	
⑪	1 補助金交付請求書(押印をお願いします。)	様式第10号